

宿泊約款



いわき市健康・福祉プラザ

いわき **ゆったり館**

◆ 宿 泊 約 款 ◆

(本約款の適用)

第1条 当施設の締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることが出来ます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当施設は、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められた時、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(氏名等の明告)

第3条 当施設は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の、住所、氏名、性別、および職業。
- (2) その他、当施設が必要と認めた事項。

(予約の解除)

第4条 当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

違約金申し受け規定

(1) 宿泊室料について

- イ 宿泊日の7日前に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の10%。
- ロ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
- ハ 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%。

(2) 食事について

- イ 宿泊日の5日前に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の食事代金の10%。
- ロ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の食事代金の50%。
- ハ 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の食事代金の100%。

2 当施設は、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の午後8時（あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

3 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金はいただきません。

第5条 当施設は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することが出来ます。

(1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。

(2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

(宿泊の登録)

第6条 宿泊者は、宿泊当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を当施設に登録して下さい。

(1) 第3条第1号の事項。

(2) 出発日および時刻。

(3) その他、当施設が必要と認めた事項。

(チェックインタイム)

第7条 宿泊者が、当施設の客室にお入りいただける時刻（チェックインタイム）は、午後3時とします。

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が、当施設の客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は、午前10時とします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。

(1) 午後2時まで……………1泊室料の25%

(2) 午後5時まで……………1泊室料の50%

(3) 午後5時以降……………1泊室料全額

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、宿泊者の出発の際、ただし3日以上ご宿泊の場合は3日目毎に、通貨により、当施設のフロントにおいて行なっていただきます。

2 前項の規定にかかわらず、当施設より請求のあった時には料金をお支払い下さい。

3 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合でも宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は、当施設内において当施設が定めて当施設内に提示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当施設は、お引受した宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りす